

妊産婦の時間外労働等（法第66条）

妊産婦(*)が請求した場合は、変形労働時間制がとられる場合でも、1日又は1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできません。また、に妊産婦が請求した場合、時間外・休日労働及び深夜業をさせてはなりません。

*妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性

